

常陸太田市と茨城労働局との 雇用対策協定に基づく施策の方向等

協定締結の意義

常陸太田市と茨城労働局・ハローワークとが連携を図ることにより、子育て支援や定住関連施策、雇用対策の「効果的な事業展開」が可能に。

協定に基づく主な内容

- (1) 今後の地域の発展の中核を担う子育て世代・女性・若者が常陸太田市に定住し、生き生きと働くことができる雇用環境づくりを目指し、子育て支援や定住関連施策を展開している常陸太田市と、労働市場のセーフティーネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かして密接に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進する。
- (2) 具体的な取組内容等については、常陸太田市と茨城労働局で設置する運営協議会で協議策定する。

今後の取組の方向

協定に基づく具体的な事業は、平成28年度に向けて、以下の取組内容を中心に協議していくこととしている。

【協議予定の主な取組内容】

- ① U I J ターン対策の推進への取組
- ② ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組
- ③ 地域の優良な中小企業の魅力を発信する取組
- ④ 新規学卒者等のマッチング支援に向けた取組

(参考) 上記①のU I J ターン対策として、28年2月に、常陸太田市と茨城労働局（ハローワーク常陸大宮）とが連携し、「常陸太田市就職面接会」(※)を開催することとしているが、平成28年度においては、この面接会の実施を含めて、総合的な雇用対策について協議していくこととしている。

(※) 「常陸太田市就職面接会」(平成27年度新規事業)

ア) U I J ターンを考えている方には移住相談、イ) 子育て中の方には保育園情報の提供するなど、雇用の場の確保につながるための総括的支援体制を整えた就職面接会

協定のメリット

- (1) 地域の雇用問題について、国と自治体が連携・協力して取り組む課題が整理でき、共通認識を持つことができること。
- (2) 上記の課題に対して、国と自治体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にした上で、各種の対策を一体的に実施することができること。
- (3) 協定で定めた事項を達成するために、国と自治体で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り、実務的な連携を強化できること。
- (4) 協定の締結により、労働局・ハローワークの業務に自治体の意向が反映され、これまで以上に密な連携を図れること。

常陸太田市・茨城労働局雇用対策協定(案)

～ 子育て世代・女性・若者が働きやすく、暮らしやすい地域を目指して ～

(目的)

第1条 この協定は、今後の地域の発展の中核を担う子育て世代・女性・若者が常陸太田市に定住し、生き生きと働くことができる環境づくりを目指し、子育て支援や定住関連施策を展開している常陸太田市と、労働市場のセーフティーネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かして密接に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 常陸太田市及び茨城労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画は、常陸太田市及び茨城労働局が共同して設置する運営協議会において定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 常陸太田市市長及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるとし、これに誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、常陸太田市及び茨城労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条

1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、常陸太田市及び茨城労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、常陸太田市市長及び茨城労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

常陸太田市

市 長

大久保 太一

厚生労働省茨城労働局

局 長

中屋敷 勝也

国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成27年12月18日時点)】 計55自治体(23都道府県30市2町)

【都道府県(23都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月)

【市町村(32市町)】

- ①北九州市(22年3月) ②横浜市(23年1月) ③福岡市(23年3月) ④久留米市(24年3月)
- ⑤宮古島市(25年1月) ⑥広島市(25年1月) ⑦堺市(25年11月) ⑧鳴門市(26年11月)
- ⑨神山町(27年1月) ⑩三好市(27年2月) ⑪阿南市(27年3月) ⑫熊本市(27年3月)
- ⑬沖縄市(27年3月) ⑭浜松市(27年3月) ⑮美馬市(27年5月) ⑯太田市(27年5月)
- ⑰館山市(27年6月) ⑱吉野川市(27年6月) ⑲総社市(27年7月) ⑳小松島市(27年7月)
- ㉑前橋市(27年8月) ㉒東大阪市(27年8月) ㉓志布志市(27年10月) ㉔始良市(27年10月)
- ㉕熱海市(27年10月) ㉖日南市(27年10月) ㉗勝山市(27年11月) ㉘牟岐町(27年11月)
- ㉙南九州市(27年12月) ㉚新潟市(27年12月) ㉛大野市(27年12月) ㉜掛川市(27年12月)

協定締結自治体数の推移

